

大阪市民生局要綱第 84 号

平成 12 年 2 月 22 日

大阪市健康福祉局要綱第 29 号

平成 14 年 4 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 1 日

平成 27 年 12 月 22 日

平成 29 年 2 月 20 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 9 月 1 日

大阪市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る
保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 登録制度（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 章 代理受領手続（第 9 条－第 12 条）
- 第 4 章 雑則（第 13 条－第 14 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に規定する住宅改修又は第 57 条第 1 項に規定する住宅改修に係る保険給付（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の代理受領及び居宅介護住宅改修費等の代理受領を行う事業所の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 登録制度

（住宅改修に対する居宅介護住宅改修費等の支給）

第 2 条 法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、この要綱に基づく本市の登録を受けた事業所（以下「給付券取扱事業所」という。）により住宅改修を行った場合は、第 3 章に規定する代理受領手続により、居宅介護住宅改修費等を支給する。

2 前項の規定による居宅介護住宅改修費等の額は、法第 45 条第 3 項又は法第 57 条第 3 項（法第 49 条の 2 又は法第 59 条の 2 において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額（法第 50 条又は第 60 条の規定に基づき住宅改修に必要な費用を負担することが

困難であると認めた居宅要介護等被保険者等については、市長が別に定める額)とする。

- 3 居宅要介護等被保険者が、法第 66 条第 1 項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合又は法第 67 条第 1 項あるいは法第 68 条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、この要綱で規定する居宅介護住宅改修費等の代理受領による保険給付は行わない。

(給付券取扱事業所の登録)

第 3 条 前条第 1 項の登録は、事業者の届出により、住宅改修を施工する給付券取扱事業所ごとに行う。

(登録届出書等の届出)

第 4 条 給付券取扱事業所の登録を希望する事業者(以下「登録希望事業者」という。)は、介護保険住宅改修給付券登録届出書(様式第 1 号)を給付券取扱登録希望事業所ごとに市長へ提出しなければならない。なお、届出書には次の書類を添付すること。

○登録希望事業者が法人の場合

- ・法人の登記簿謄本(直近 3 か月以内)
- ・法人の印鑑証明書(直近 3 か月以内)
- ・登録口座の預金通帳等の写し

○登録希望事業者が個人の場合

- ・登録希望事業者の氏名、世帯主、住所、本籍が記載された住民票の写し
(直近 3 か月以内)
※登録希望事業者の住所と給付券取扱登録希望事業所の所在地が異なる登録も可能
- ・登録希望事業者の印鑑証明書(直近 3 か月以内)
- ・登録口座の預金通帳等の写し

(登録時研修会の受講及び確約書並びに誓約書の提出)

第 5 条 登録希望事業者は、本市が開催する登録時研修会(介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録時研修会)に給付券取扱登録希望事業所の担当者を受講させること。

受講後、住宅改修に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書 2 部(様式第 2 号)、誓約書 1 部(様式第 14 号)に印鑑証明書の印を押印し、市長へ提出すること。

(給付券取扱登録日)

第 6 条 市長は、登録時研修会の受講及び確約書 2 部並びに誓約書 1 部の提出を確認した給付券取扱登録希望事業所を、登録時研修会の開催月の翌月 1 日から給付券取扱事業所

として登録する。

(変更の届出等)

第7条 登録事項に変更があったときは、給付券取扱事業所を登録している事業者（以下「登録事業者」という。）は、市長へ速やかに登録事項変更届出書（様式第3号）と次に掲げる添付資料を提出しなければならない。

○登録事業者が法人の場合

(1) 事業者所在地・名称及び代表者氏名の変更

・履歴事項全部証明書（直近3か月以内）

(2) 給付券取扱事業所名、代表者氏名、事業所所在地、電話番号、FAX、営業日及び営業時間の変更

・添付書類不要

(3) 登録口座の変更

・登録口座の預金通帳等の写

○登録事業者が個人の場合

(1) 登録事業者住所の変更

・登録事業者の住民票の写（直近3か月以内）

(2) 電話番号、FAX、営業日及び営業時間の変更

・添付書類不要

(3) 登録口座の変更

・登録口座の預金通帳等の写

ただし、登録事業者が個人の場合に事業者の名称や代表者が変更した時は、登録事業者は市長へ事業廃止（休止・廃止）届出書（様式第4号）を提出し、給付券取扱事業所の登録を廃止するとともに、上記第3条から第5条の手続きを改めて行うこと。

2 登録事業者は、登録事業者又は給付券取扱事業所（以下「登録事業者等」という。）が廃止、休止又は再開するときは、速やかに市長へ事業廃止（休止・廃止・再開）届出書を提出しなければならない。

(住宅改修の施工の事業の基準)

第8条 登録事業者等は、自らその施工する住宅改修の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、要介護者等（法第7条第6項に規定する要介護者等のことをいう。）の心身の状況等に応じて適切な住宅改修を施工するよう努めなければならない。

(調査及び指導監査)

第9条 市長は、居宅介護住宅改修費等の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者等の代表者及び従業員並びにその他の住宅改修の施工を担当する者に対し、文書

その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

- 2 登録事業者等は、法第 23 条及び前項の規定に基づき市長が定期的に又は利用者若しくは利用者の家族からの苦情等に関して随時に行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録事業所等の登録の取消し)

第 10 条 市長は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項の申請を不承認又は登録を取り消しすることができる。その際、市長は当該登録希望事業者又は登録事業者等へ、大阪市介護保険給付券取扱事業者登録の取消・不承認について(様式第 5 号)により通知する。

- (1) 居宅介護住宅改修費等の請求に関し不正があったとき。
- (2) 登録事業者等又は給付券取扱事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、前条第 1 項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第 2 項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (3) 登録事業者等が、不正の手段により第 2 条第 1 項に規定する登録を受けたとき。
- (4) 確約書及び誓約書に記載されている事項に違反したとき。
- (5) 市長が指定する研修を受講しなかったとき。
- (6) 登録後、介護保険法その他関係法令等以外の法令に照らして不法不当な行為を行ったとき。
- (7) 登録事業者等又は給付券取扱事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則(平成 23 年 8 月 19 日規則第 102 号)第 3 条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

第 3 章 代理受領手続

(居宅介護住宅改修費等の支給申請及び審査手続)

第 11 条 市長は、当該居宅要介護等被保険者から住宅改修費支給申請書(様式第 6 号)により住宅改修を施工する旨の届出を受けたときは、法第 45 条第 4 項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第 57 条第 4 項に規定されている居宅支援住宅改修費支給限度基準額に照らして審査したうえ、その内容を給付券(様式第 7 号)により当該居宅

要介護等被保険者に通知するものとする。

- 2 市長は、当該居宅要介護等被保険者から住宅改修費支給申請書により住宅を改修する旨の届出を受けたときは、法第 45 条第 4 項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第 57 条第 4 項に規定されている居宅支援住宅改修費支給限度基準額に照らして審査したうえ、その内容が給付対象外であるときは、住宅改修費給付券申請却下通知書（様式第 8 号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付券の取消をしたときは、住宅改修費給付券取消通知書（様式第 9 号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。また、申請が登録事業者等を代理人としてなされたときは、当該登録事業者等にも住宅改修費給付券取消通知書により通知する。

（居宅介護住宅改修費等に係る自己負担額の受領）

第 12 条 登録事業者等は、その施工した住宅改修について、被保険者から当該住宅改修費の一部として、給付券に記載されている自己負担額の支払を受けるものとする。

（領収証の交付）

- 第 13 条 登録事業者等は、自己負担額の支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 2 前項の領収証においては、住宅改修の施工について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、居宅介護住宅改修費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

（事業者請求及び支払手続）

- 第 14 条 登録事業者等は、居宅介護住宅改修費等の請求を行う場合は、請求に関する書類に給付券、領収証及び住宅改修を行ったことを証明する書類を添付しなければならない。
- 2 市長は、登録事業者等から居宅介護住宅改修費等の請求があったときは、法第 46 条第 4 項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第 58 条第 4 項に規定する居宅支援住宅改修費支給限度基準額に照らして審査し、当該被保険者に対し介護保険居宅介護住宅改修費等支給決定通知書（様式第 10 号）により支給決定の旨を通知したうえ、支払うものとする。その際に、当該登録事業者等には、住宅改修費支払のお知らせ（様式第 11 号）によりその旨を通知するものとする。
 - 3 市長は、支給決定の取消をしたときは、住宅改修費支給決定取消通知書（様式第 12 号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。
 - 4 市長は、支給決定の取消をしたときは、介護保険給付費支払不能のお知らせ（様式第 13 号）により当該住宅改修事業者に通知するものとする。

第4章 雑則

(書類の提出場所)

第15条 第4条(登録届出書等の提出)、第7条(変更の届出等)については、給付券取扱事業所所在区の区保健福祉センターへ提出しなければならない。なお、市外事業者は、主たる事業実施区の区保健福祉センターを経由しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。ただし、第2条、第11条から第15条までの規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年12月22日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は平成27年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

介護保険住宅改修給付券登録届出書

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

事業者名称

代表者氏名

介護保険法に基づく住宅改修の施工事業所として、給付券登録を受けたいので届け出ます。

届出日			
フリガナ			
事業所名			
フリガナ			
代表者氏名			
事業所所在地	(郵便番号 -)		
電話番号		F A X	
営業日		営業時間	

介護保険給付費の受領委任の際の支払いについては、今後次の口座に口座振替されるように依頼します。
なお、事業所名と口座名義人が異なる場合は、口座名義人が当該事業所の債権を一括管理しております。

受領委任に係る登録口座			
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店 出張所
金融機関コード		店舗コード	
種 目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※市記入欄

届出受付区	区	入力日	
-------	---	-----	--

住宅改修に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書

令和 年 月 日

大阪市長

住所または事業者所在地

事業者名称

代表者氏名・印



住所または事業所所在地

事業所名称

代表者氏名・印



(※文字にかからないように押印してください。)

大阪市の介護保険制度における住宅改修費の支給に関して、事業者の登録及び給付券による受領委任の取扱を申し出るにあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護保険給付対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び本市の要綱等を遵守すること。
- 被保険者が、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行い、住宅改修を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 事業に当たっては、大阪市、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めること。
- 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(受給資格の確認等)

- 要介護者等から、当該住宅改修を給付券にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって大阪市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定をされていることを確認すること。

(見積書等の発行)

- 6 住宅改修を給付券にて取り扱う場合、その施工に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、要介護者等に発行すること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、箇所及び規模、住宅改修に要した費用、着工年月日、完成予定日並びに施工事業者名、連絡先等を明記すること。また、要介護者等より見積書、住宅改修施工前及び施工後の写真その他保険給付を受けるために必要な証明書等の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(見積書の内容変更)

- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載事項が変わった場合には、速やかにその変更の内容を当該要介護者等に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて発行された給付券については、その給付券は無効になることを当該要介護者等に説明すること。

(住宅改修の施工等)

- 8 住宅改修の施工等を行う場合は次の事項を遵守すること。
- (1) 要介護者等より給付券の受領の連絡があるまでの間は、住宅改修を行うことができない。
 - (2) 要介護者等より給付券の受領の連絡があった場合、速やかに給付券に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工等に関して十分に説明を行い、快適な住環境となるよう施工すること。

(自己負担額の受領等)

- 9 住宅改修費については、給付券に記載されている自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、要介護者等へ領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

- 10 住宅改修費のうち保険給付される部分の費用については、要介護者等により署名された給付券、領収書及び施工前、施工後の写真を添付したうえで、保険者に請求すること。また、請求にあたって保険給付外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

- 11 給付券による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から2年間保存すること。

(通知)

- 12 住宅改修を給付券により受給する要介護者等が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知すること。
- (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修に関する指示に従わないとき。

(指導、調査等)

- 13 市長が必要があると認めた住宅改修の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

- 14 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

- 15 大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団に利する事業者または事業所と判断したときは直ちに給付券の取消をする。

- 16 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに給付券の取扱いを取消すること、また、以後市長が定める取消期間中は事業者になることができないこと。

(苦情処理等)

17 介護者等からの苦情または相談があった場合、要介護者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

18 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

19 事業所の職員は、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

20 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

事業廃止（休止・廃止）届出書

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

事業所名称

代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

事業者種別	特定福祉用具事業者	住宅改修施工事業者
登録内容を変更した事業所名称		
登録内容を変更した事業所所在地		
登録内容を変更した事業所電話番号		
休止・廃止・再開区分	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開	
休止・廃止・再開日	令和 年 月 日（～令和 年 月 日）	
休止・廃止した理由		
※住宅改修施工事業者のみ 現に住宅改修を施工していた 場合の措置 (休止・廃止の場合)		

大福祉第 号
令和 年 月 日

(事業者名称)

代表者(代表者名)

大 阪 市 長

大阪市介護保険給付券取扱事業者登録の取消・不承認について

平成・令和 年 月 日付けで届出のありました下記の事業所の登録について、「大阪市居宅介護(介護予防)福祉用具購入に係る保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱」あるいは「大阪市居宅介護(介護予防)住宅改修に係る保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱」、及び「特定福祉用具に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書」あるいは「住宅改修に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書」に照らして判断した結果、次のとおり決定したので通知します。

なお、取消期間終了後、取扱事業者としての登録を希望する場合は、再度届出をしてください。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 当該給付券事業 特定福祉用具事業所・住宅改修事業所
- 4 取消・不承認 取消・不承認
- 5 取消期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 理由

介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（給付券）

フリガナ		保険者番号	2710007			
被保険者氏名	男・女	被保険者番号				
		個人番号				
生年月日	明・大・昭 年 月 日	電話番号	— —			
住所	〒 —					
住宅の所有者	本人との関係					
改修の内容・箇所及び規模	事業所名					
	着工予定日	令和	年	月	日	
	完成予定日	令和	年	月	日	
	改修予定費用	円				
<p>大阪市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて住宅改修費の支給を申請し、その請求及び受領を下記のものに委任します。</p> <p>別添見積書のとおり、住宅改修を行うこと、また変更のある場合は、新たに住宅改修費の支給申請を行うことを誓約します。</p> <p>なお、大阪市が保険給付の適正な執行についての調査を行う場合には、申請書類、請求書類の提供及び履行確認に協力することに同意します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者 住所 電話番号</p> <p>氏名</p>						
<p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>受領者 事業所名 電話番号</p> <p>代表者氏名</p>						

- 注意
- この申請書に、介護保険住宅改修にかかる理由書（介護支援専門員等が作成）、見積書、施工計画書（図面）、施工前の状態が確認できる写真（撮影日が入っているもの）を添付してください。
 - 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。
 - 事業者等が提出する場合は、提出にかかる委任状が必要です。
 - 本市から「住宅改修費給付券」が到着してから着工してください。
 - 完成後には、改修途中及び改修後の状態が確認できる写真（撮影日が入っているもの）を提出してください。
 - 税更正等により、自己負担割合が変更になった場合には、遡及して返還金もしくは還付金が発生することがあります。

市 記入欄

提出者	委任状	提出者の確認	入力日
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 提出方法 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他	
課長 課長代理 係長 係員			備考
決裁欄			

住宅改修費給付券申請却下通知書

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで提出のあった居宅介護住宅改修費支給申請（給付券）について、次のとおり申請を却下します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
申請年月日	
却下理由	
備考	

住宅改修費給付券取消通知書

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで交付した居宅介護住宅改修費の給付券について、次のとおり取消したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
給付券発行番号	
取消年月日	
支給取消金額	
給付券取消理由	
備考	

介護保険居宅介護住宅改修費等支給決定通知書

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで提出のあった居宅介護住宅改修費等の支給申請について、
介護保険法第 45 条、第 57 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定年月日	
支給決定額	
給付方法	
その他	詳細については、「支給決定明細書」をご覧ください。 この支給決定額は、施工業者に直接支払われます。
備考	

住宅改修費支払のお知らせ

令和 年 月 日

様

大 阪 市

請求のあった居宅介護住宅改修費について、次のとおり支払を行いますのでお知らせします。

振 込 額	
振 込 先	
振込予定日	
備考	口座振込完了後の通知書は送付いたしません。

介護保険居宅介護住宅改修費等支給決定取消通知書

様

大阪市長

先に決定した居宅介護住宅改修費等の支給決定について、介護保険法第 45 条 2 項、第 57 条 2 項の規定により次のとおり取消したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定通知書番号	
決定取消年月日	
決定取消理由	
備考	

介護保険給付費支払不能のお知らせ

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで請求のあった次の居宅介護住宅改修費について、支払うことができませんのでお知らせします。

給付券番号	
被保険者番号	
被保険者氏名	
請求額	
備考	

大阪市長 様

住所又は事業者所在地
フリガナ
事業者名
フリガナ
代表者氏名・印



住所又は事業所所在地
フリガナ
事業所名
フリガナ
代表者氏名・印



誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、大阪市居宅介護（介護予防）住宅改修にかかる工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を大阪市介護保険住宅改修工事の給付券取扱事業所の登録、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 私は、次の大阪市介護保険住宅改修工事の給付券登録の届出をするに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。